

1 届出が必要な行為と内容

行 為	内 容
土地の区画形質の変更	道路・宅地の造成、駐車場やコートの整備などで、切土・盛土を行う場合（面積が1,000㎡未満） ※1,000㎡以上の場合は開発許可が必要となるので、地区計画の届出は不要
建築物の建築または工作物の建設	建築物の新築や増改築、工作物の建設を行う場合 ※建築確認申請のいらない建築行為や工作物の建設も届出が必要です。 例：10㎡以内の増改築や小さなプレハブの車庫、物置など
建築物等の用途の変更	建築物等の用途の制限が定められている区域内で、用途の変更をする場合
建築物等の形態または意匠の変更	建築物の屋根、外壁などの、外から見える部分の形や、材料、色などについて制限が定められている区域内で、これらの変更をする場合
木材の伐採	樹林地等の保全についての制限が定められている区域内で、木竹の伐採をする場合

2 届出に必要な書類

下記の中から届出の内容に応じて作成してください。

行 為	内 容
土地の区画形質の変更	・位置図：計画地がわかるもの ・現況平面図：当該行為を行う土地の区域内及び当該区域内周辺の公共施設を表示する図面（縮尺：1／1000以上） ・計画平面図：設計図（縮尺：1／100以上） ・縦横断面図
建築物の建築または工作物の建設 建築物等の用途の変更	・位置図：敷地の位置がわかるもの ・配置図：敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面（縮尺：1／100以上） ・平面図：各階平面図（建築物である場合に限り）（縮尺：1／50以上） ・立面図：二面以上の建築物または工作物の立面図（縮尺1／50以上） ・外構計画図：門扉、垣、柵の構造がわかる図面（縮尺：1／100以上） 垣、柵の構造が透視可能なものと指定があるところに関しては、透視率がわかる図面を添付してください。（明らかに透視可能なものであれば必要ありません。） ※求積図が別図であれば添付してください。 ※建築物の形態または意匠の制限が定められている場合、建築物の色彩については、図面に記載するなど、色がわかるようにしてください。 なお、カラーのイメージパースやメーカーのパフレット等の参考資料を添付していただいても構いません。
建築物等形態または意匠の変更	・位置図：敷地の位置がわかるもの ・配置図：敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面（縮尺：1／100以上） ・立面図：二面以上の立面図（縮尺1／50以上） ※建築物の色彩については、図面に記載するなど、色がわかるようにしてください。 なお、カラーのイメージパースやメーカーのパフレット等の参考資料を添付していただいても構いません。
木材の伐採	・位置図：敷地の位置がわかるもの ・区域図：当該行為を行う土地の区域を表示する図面（縮尺：1／1,000以上） ・施工計画図：当該行為の施工方法を明らかにする図面（縮尺1／100以上）

3 注意事項

- (1)届出書に記載している面積、高さ等が図面で確認できるようにしてください。
- (2)地区施設や壁面の位置の制限がある場合は、それらを配置図に明示してください。また、既存の道路、水路など公共施設の幅員や位置関係がよくわかるように表示してください。
- (3)代理人による届出の場合は、その代理人の氏名、連絡先がわかるようにしてください（名刺の添付など）。

4 提出部数

2部

※A4サイズで左側をホッチキス止めしてください。（図面もA4サイズに折ってください。）